

■北海道地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

■北海道地域防災計画の構成

本 編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護等

地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策等

計画修正の趣旨

国が定める防災基本計画の修正（令和5年5月）等を踏まえた所要の修正を行う。

主な修正項目

本 編

- 災害中間支援組織(※)の育成・強化に努める旨を記載
- 災害ボランティアセンターの運営者や設置場所等の明確化に努める旨を記載
- 個別避難計画の作成に当たり積雪寒冷等の課題に留意する旨を記載
- 避難所における冷房の確保に留意する旨を追加
- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術の活用を検討する旨を記載

(※) NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

地震・津波防災計画編

- 道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生率等の長期評価の変更を反映
- 緊急地震速報の発表基準の変更を反映
(長周期地震動階級3以上を予想した場合を追加)

原子力防災計画編

- 国が備蓄する安定ヨウ素剤の受入れに係る調整を行う旨を記載